

## 設計監理・業務報酬の算定式

設計監理・業務報酬の算定方法は、国土交通省告示第十五号(平成21年1月7日)に基づいて計算を行なっております。

### ■業務報酬の算定方法

<b>業務経費</b>	+	<b>技術料経費</b>	+	<b>消費税</b>	=	<b>業務報酬</b>							
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 15%;">直接人件費</td> <td style="border: 1px solid black;">業務人・時間数(※1) × 人件費</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;">特別経費</td> <td style="border: 1px solid black;">出張旅費・特許使用料などの費用</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;">直接経費</td> <td rowspan="2" style="border: 1px solid black;">直接人件費の30～100%</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;">間接経費</td> </tr> </table>	直接人件費	業務人・時間数(※1) × 人件費	特別経費	出張旅費・特許使用料などの費用	直接経費	直接人件費の30～100%	間接経費		業務内において発揮される構造、設備設計 及び材料の選定等に関わる技術力等の費用 <p style="text-align: right;">直接人件費の15～50%</p>				【備考】 別添四に記載されている業務等に関する費用は、 標準業務報酬とは別途です。
直接人件費	業務人・時間数(※1) × 人件費												
特別経費	出張旅費・特許使用料などの費用												
直接経費	直接人件費の30～100%												
間接経費													

(※1)別添三【標準業務人・時間数】参照

### ■建築士業務の人件費について

建築士の設計監理業務報酬は、1時間あたり5,000円(※2)としておりますが、報酬計算においては業務内の移動等の時間を含めた平均時間報酬として2,500円に換算。構造設計の業務報酬につきましては、構造設計専任業務となるため、1時間あたり4,000円としております。

### ◇業務経験年数等による技術者区分モデル

【ランク別給与水準・技術者構成表】

資格・経験による区分		業務能力の換算率	平成12年度日額(※3)
A	一級建築士取得後18年以上、または二級建築士取得後23年以上相当の能力のあるもの	1.83	50,874円
B	一級建築士取得後13年以上18年未満、または二級建築士取得後18年以上23年未満の業務経験のあるもの、及び大学卒業後18年以上相当の能力のあるもの	1.80	50,040円
C	一級建築士取得後8年以上13年未満、または二級建築士取得後13年以上18年未満の業務経験のあるもの、及び大学卒業後13年以上相当の能力のあるもの	1.56	43,368円
D	一級建築士取得後3年以上8年未満、または二級建築士取得後8年以上13年未満の業務経験のあるもの、及び大学卒業後8年以上相当の能力のあるもの	1.23	34,194円
E	一級建築士取得後3年未満、または二級建築士取得後5年以上8年未満の業務経験のあるもの、及び大学卒業後5年以上相当の能力のあるもの	1.00	27,800円
F	上記各欄に該当しないもの	0.69	19,182円

(※2)資格・経験による区分Cランクを基準として時間換算

(※3)平成12年度の日額については、建設大臣・知事指定講習建築士事務所協会の管理講習会による